

○計量法に基づく事務の手数料に関する条例

平成14年12月19日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び計量法（平成4年法律第51号）第158条第4項の規定に基づき、同法に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収すべき事務及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表に掲げるとおりとする。

(指定定期検査機関が行う検査に係る手数料)

第3条 計量法第20条第1項の規定により同項に規定する指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る前条の手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。

(補則)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	金額	摘要
1 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	(1) 非自動はかり ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1,400円 (イ) ひょう量が250キログラム以下のもの 1,800円	

円

(ウ) ひょう量が500キログラム以下のもの 2,200

円

(エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 3,10

0円

イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 250円

ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの

(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 500円

(イ) ひょう量が250キログラム以下のもの 900円

(ウ) ひょう量が500キログラム以下のもの 1,500

円

(エ) ひょう量が1トン以下のもの 2,100円

(オ) ひょう量が2トン以下のもの 3,700円

(カ) ひょう量が5トン以下のもの 6,900円

(キ) ひょう量が10トン以下のもの 10,700円

(ク) ひょう量が20トン以下のもの 15,000円

(ケ) ひょう量が30トン以下のもの 19,100円

(コ) ひょう量が40トン以下のもの 21,600円

(サ) ひょう量が50トン以下のもの 29,800円

(シ) ひょう量が50トンを超えるもの 51,200円

エ アからウまでに掲げるもののうち最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の10,000分の1未満のもの アからウまでに掲げる金額の2倍の額

	(2) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり 10円 (3) 皮革面積計 2,500円	
2 計量法第127条第3項の 規定に基づく適正計量管理 事業所の指定のための検査	1件につき 7,400円	

備考 この表の中欄に掲げる金額は、当該中欄に特別の計算単位を定めるものについてはその計算単位の金額についての金額とし、その他のものについては1個についての金額とする。